

あなたの税金、生野高校のために使えます！

2千円の自己負担で

あなたの税金を生野高校創立100周年記念事業のために使うことができます！！
【所得税+住民税】の優遇措置が受けられます。※ふるさと納税と同じ仕組みです。

税制上の優遇措置活用イメージ

わかりやすくするために
数字を単純化しています

寄附をしない場合
税金納付=80万円



年収800万円、所得税+住民税が年間80万円の場

納税
その年の所得税
+
翌年の住民税

税制控除で10万円を生野高校に寄附した場合
寄附+税金+自己負担=10万円+70万円+2千円



10万円
70万円2千円
・本来の納税額から9万8千円
(10万円-2千円)の控除
・2千円の支出で生野高校に
10万円寄附したことに

税金の控除で生野高校に

納税 (含む自己負担額)

その年の所得税
+
翌年の住民税

⇒自己負担が実質2,000円ですむ寄附上限額の目安は裏面をご参照ください。

寄附の申込は

①クレジットカード ②ゆうちょ銀行で払込 ③ゆうちょ銀行以外の銀行から振込
からお選びいただけます。

①クレジットカードによる寄附 (インターネットのみ)

ホームページよりお申し込みください。

<https://ikuno100.com/donation/>

生野100

寄附

検索

※2018年11月1日以降の引落は2019年分所得控除対象となります。



←スマートフォンからは

②ゆうちょ銀行でのお払込

口座名義：生野高校創立100周年記念事業実行委員会

郵便振替口座：00930-9-333404

振込用紙が
便利です。

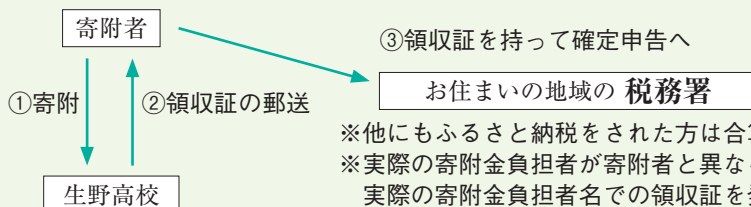
③ゆうちょ銀行以外の銀行からのお振込 (振込手数料をご負担願います)

ゆうちょ銀行 ○九九店 (店番：099) 当座 0333404

※お振込みの際は必ずフルネームで、また所属と期名 (中○回又は高○期) をご記入ください。

特定寄附の流れ：確定申告が必要です！！

※ワンストップ特例対象外です



※他にもふるさと納税をされた方は合算で確定申告してください。
※実際の寄附金負担者が寄附者と異なる場合には、
実際の寄附金負担者名での領収証を発行します。

※国税庁e-Taxからダウンロード・入力・郵送で簡単確定申告できます。

自己負担が実質2,000円ですむ寄附上限額の目安

給与所得者・年金受給者、いずれも平成30年、31年に寄附を行った場合のあくまで目安です。
 所得額、家族構成、その他の控除額等によって上限額が変動しますのでご注意ください。
 給与所得者・年金受給者以外の方は計算方法が違います。
 具体的な計算はお住まいの市区町村や税務署等にお問い合わせください。

例：寄附者年収800万、妻が専業主婦で子1人(高校生)のご家庭の場合、上限額の目安は110,000円です。

■給与所得者の場合

(単位:円)

納税者の収入	独身 又は 共働き	夫婦 または 共働き+子1人 (高校生)	共働き + 子1人 (大学生)	夫婦+子1人 (高校生)	共働き + 子2人 (大学生と高校生)	夫婦+子2人 (大学生と高校生)
300万	28,000	19,000	15,000	11,000	7,000	-
350万	34,000	26,000	22,000	18,000	13,000	5,000
400万	42,000	33,000	29,000	25,000	21,000	12,000
450万	52,000	41,000	37,000	33,000	28,000	20,000
500万	61,000	49,000	44,000	40,000	36,000	28,000
550万	69,000	60,000	57,000	48,000	44,000	35,000
600万	77,000	69,000	66,000	60,000	57,000	43,000
650万	97,000	77,000	74,000	68,000	65,000	53,000
700万	108,000	86,000	83,000	78,000	75,000	66,000
750万	118,000	109,000	106,000	87,000	84,000	76,000
800万	129,000	120,000	116,000	110,000	107,000	85,000
850万	140,000	131,000	127,000	121,000	118,000	108,000
900万	151,000	141,000	138,000	132,000	128,000	119,000

- ※「夫婦」は、納税を行う方の配偶者の収入が、ないまたは103万円以下（給与収入の場合）のケースを指します。（納税者本人が配偶者控除を受けている場合）
- ※「共働き」は、納税を行う方本人が配偶者（特別）控除の適用を受けていないケースを指します。（配偶者の給与収入が201万6千円以上の場合）
- ※「高校生」は「16歳から18歳の扶養親族」を「大学生」は「19歳から22歳の特定扶養親族」を指します。
- ※中学生以下の子どもは（控除額に影響がないため）、計算に入れる必要はありません。
 例えば、「夫婦+子1人（小学生）」は、「夫婦」と同額になります。

■年金受給者の場合（65歳以上、扶養親族なし）(単位:円)

年金収入	自己負担額が2,000円ですむ 上限額の目安
250万	11,000
300万	22,000
400万	39,000
500万	60,000



あなたの税金を生野高校のために！